

施策名【商業・サービス業】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	中小企業振興資金利子補給金		
事務事業名称	商業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	利子補給金	
根拠法令等名称	佐久市中小企業振興資金利子補給金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定 ((有)・無)	終期	令和 6 年度
目的	佐久市中小企業振興資金を借り受けた者に対し利子を補給することで、安定的な事業振興を図る			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	<p>以下の資金を借り受けた者へ対し、貸付利率の一部を3年間または5年間補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定支援資金(特別経営安定対策分) ・経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対策分) ・創業支援資金 ・地域産業ブランド力向上支援資金 ・環境エネルギー対策資金 			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 個人	
	名称(個人は除く)	中小企業、個人事業主		
指標設定	設定の考え方	令和2年度の中小企業振興資金(店舗等設備事業分)と創業支援資金及び経営安定支援資金(緊急経済対策分)の9割を指標とする。		目標値 755件
	指標が数値でない場合の評価方法	—		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数		1,274 件	1,304 件	—
決算額(予算額)		75,149,847 円	69,373,604 円	109,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	75,149,847 円	69,373,604 円	109,000,000 円
指標	目標値 (単位)	755 件	755 件	755 件
	実績値 (単位)	1,274 件	1,304 件	—
	達成率	168.7 %	172.7 %	—
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	—	—	—

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・空き店舗を活用した創業に対して利子補給を行うことで、空き店舗の減少及び新規店開店による経済効果があるため、妥当である。 ・経営安定支援を目的とする資金についての需要は特に高く、行政目的達成の手段として妥当性がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間継続する。 ・資金メニューは、経済情勢等を反映させるため毎年見直しを行っている。資金メニューに連動して利子補給を行うため終期も1年ごととなっている。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	—
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	商工業活性化事業(商工会議所・商工会運営事業)補助金		
事務事業名称	商工業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	((有)・無)	終期	令和 8 年度
目的	商業振興のための各種事業を行う商工会議所等に対する補助				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	対象経費の30%以内				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)	佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会				
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	各商工団体からの完了報告により商業振興に寄与するための事業が行われているか活動内容を確認する			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数		4 件	4 件	
決算額(予算額)		9,648,400 円	9,685,800 円	9,713,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	9,648,400 円	9,685,800 円	9,713,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		市内商業振興に寄与するイベントや取り組みが各商工団体によって企画され行われた	市内商業振興に寄与するイベントや取り組みが各商工団体によって企画され行われた	市内商業振興に寄与するイベントや取り組みが各商工団体によって企画され行われる

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	本補助金により、商工団体の安定的な運営が行われている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になった等の理由により、繰越金が高額になっており、補助金支出の観点からは課題がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため当面の間継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう適宜、指導・助言を行う。新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になったため繰越額が高額となっていることから、団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなど見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	×
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑥佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付しているが、複数の補助金が併記されており、それぞれの補助金について詳細な条項が記載しにくい状況にある。新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になつたため繰越額が高額となっていることにより、不適合となっている。団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため、交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなどの見直しについて、商工会議所・商工会と協議していく。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	商工業活性化事業補助金		
事務事業名称	商工業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工業振 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(イベント開催等補助金)		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	商工団体又は商工業者が、自らの活性化を図る				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	<p>●まちおこし事業 商店街の活性化のために開催する誘客イベント、装飾(イルミネーション、ライトアップ等)等に要する経費 対象経費の30%以内 限度額30万円 ただし、対象経費は20万円以上とし、同一内容の事業を継続して実施する場合は、3年間を限度とする。</p> <p>●セミナー事業 まちづくりのための研修会、講習会等の開催に要する経費 対象経費の30%以内、限度額10万円</p>				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)	市内商工団体、一定数以上の事業者により構成された団体				
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	各申請者による完了報告より、イベント等実施以前に比べての商業環境の変化を確認し、評価を行う。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	6 件	14 件	
決算額(予算額)	1,197,000 円	3,295,000 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	1,197,000 円	3,295,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-
	実績値 (単位)	-	-
	達成率	-	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	新型コロナウイルスの影響により事業を中止する団体が多数あった	市内各所で商店街の誘客につながるイベントや装飾が行われた

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	本補助金により、市内各所で商店街の誘客につながるイベントや装飾が行われている。 新型コロナウイルスの影響によりイベント等が中止となる団体が多数であったが、代替イベントを企画し本補助金を活用する団体もあった。
	有効性	○		

5 今後の方針(Action)

今後の方針	完了
今後の取組方針	本補助金を含む商工業活性化事業を見直した結果、本補助金は令和5年度で終了とした

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	地場産業振興事業補助金		
事務事業名称	商工業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則		法令種別 規則
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定 (有・無)	終期 令和 年度
目的	佐久市内の魅力ある地場産品の販路の拡大、積極的なPRを支援する		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	物産展への出展費用(出展料、装飾料、輸送費、旅費、宿泊費、雑費など) 定額 200,000円		
交付対象者、団体	<input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人		
名称(個人は除く)	佐久物産振興会		
指標設定	設定の考え方	友好都市等のイベントへの参加をし佐久市の地場産品のPRを活動の中心としているため、例年友好都市で行われるイベント数を基に参加目標数を設定。	目標値 15回
	指標が数値でない場合の評価方法	-	

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数		1 件	1 件	-
決算額(予算額)		200,000 円	200,000 円	200,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	200,000 円	200,000 円	200,000 円
指標	目標値 (単位)	15 回	15 回	15 回
	実績値 (単位)	24 回	24 回	-
	達成率	160.0 %	160.0 %	-
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		清水港フラワーフェスタ、和光市民まつり、泉佐野市全国物産フェア、大船渡市産業まつり、佐久市ミニ農業祭マーケット、など	朝霞市彩夏祭、泉佐野市全国物産フェア、大船渡市産業まつり、のしろ産業フェア、岡崎市農林業祭、ぞっこんさくいち、など	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	佐久市の各友好都市等へ出展し、佐久市の特産品をPR・販売することで、佐久市の地場産品の販路拡大等に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	◎		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	地域の特産品などの販路拡大等の支援として、佐久物産振興会への定額補助を実施しているが、地場産業の振興に対する財政支援のあり方を視野に入れ、補助金ではなく負担金や委託料として交付するよう切り替えを検討する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	×

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付しているが、複数の補助金が併記されており、それぞれの補助金について詳細な条項が記載しにくい状況にある。

市単独補助金は、原則として終期の設定が必要とのことから、今後、終期を具体的に定めると共に、より良い成果が得られるよう、制度の見直しや支出の仕方を負担金に変更する等についても検討していく必要がある。

⑯(オ)物産振興会規約により事務局を佐久市商工振興課に置き庶務を処理している。本会は、会員相互の発展を図るとともに佐久市の物産振興を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的に、佐久市内に生産・製造拠点を有する農林水産物の生産者又は加工品若しくは工芸品の製造業者で構成されているため、会員が本来の事業を行いつつ当会の事務処理を行うことが難しいため、佐久市商工振興課に事務局を置く。

ただし、今後を見据える中で、民間の団体等に事務局を移管することができるかどうか等、検討していく必要がある。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	商店街環境施設整備事業		
事務事業名称	商工業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	商店街の環境施設を整備することで、商店街の誘客・にぎわいの創出につなげる				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	商店街施設の修繕費、工事費、改修費 対象経費の30%以内(予算の範囲内)				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)		岩村田本町商店街組合、のざわ商店街振興組合、中込商店会協同組合等			
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	各申請者による完了報告より、環境施設整備実施以前に比べての商業環境の変化を確認し、評価を行う。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数		1 件	4 件	
決算額(予算額)		1,188,000 円	638,000 円	4,630,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	1,188,000 円	638,000 円	4,630,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	-	%
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		環境施設整備実施により、商店街等の商業環境の向上が図られた。	環境施設整備実施により、商店街等の商業環境の向上が図られた。	環境施設整備実施により、商店街等の商業環境の向上が図られる。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	商店街等の環境改善のため、適切に商店街の環境整備事業が行われている。 近年、商店街等が管理する設備等の老朽化により、緊急性のある環境整備が行われる場合があり、その際に活用されている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・商店街等が管理する設備等の老朽化や環境美化の状況把握に努め、緊急的な環境整備にも対応できるよう、予算措置を講じる。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付しているが、複数の補助金が併記されており、それぞれの補助金について詳細な条項が記載しにくい状況にある。

市単独補助金は、原則として終期の設定が必要のことから、今後、終期を具体的に定めると共に、毎年度ニーズ調査を行うなどしてより良い成果が得られるよう、制度の見直し等を行う。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	小規模事業者経営指導事業補助金		
事務事業名称	商工業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せあり)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	((有)・無)	終期	令和 8 年度
目的	商工会議所及び商工会が行う小規模事業者に対する総合的な経営指導に対し補助金を交付することで市内商工業の発展を促す				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	県補助金額の1/3以内⇒県:小規模事業経営支援事業費補助金の補助額の3分の1以内 小規模事業者への総合的な経営指導に要する経費				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)		佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会			
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われる。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	4 件	4 件	
決算額(予算額)	27,091,000 円	26,756,000 円	28,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	27,091,000 円	26,756,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-
	実績値 (単位)	-	-
	達成率	-	%
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われた	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われた
		小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われた	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われる

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	県・市補助金により、各商工団体において総合的な経営指導が行われている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になった等の理由により、繰越金が高額になっており、補助金支出の観点からは課題がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になったため繰越額が高額となっていることから、団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため、交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなど、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	×
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑥佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付しているが、複数の補助金が併記されており、それぞれの補助金について詳細な条項が記載しにくい状況にある。新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になつたため繰越額が高額となっていることにより、不適合となっている。団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため、交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなどの見直しについて、商工会議所・商工会と協議していく。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市空き店舗対策事業補助金		
事務事業名称	商工業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)
根拠法令等名称	佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱	法令種別	要綱
始期	平成 26 年度 (経過年数 10 年)	終期設定 ((有)・無)	終期 令和 年度
目的	市内商業環境の向上を図るため、空き店舗の解消と創業を支援する		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	空き店舗等の改修に要する経費、空き店舗等の賃借に要する経費 改修費:対象経費の1/3以内 限度額市内在住者70万円・市外在住者30万円 家賃:対象経費の30パーセント以内 限度額市内在住者3万円・市外在住者2万円(月額)		
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人		
指標設定	設定の考え方	空き店舗対策事業を活用した創業件数を「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基に設定	目標値 新規:5件
	指標が数値でない場合の評価方法	-	

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	新規:18 継続:49 件	新規:25 継続:47 件	-
決算額(予算額)	22,502,000 円	25,614,000 円	29,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	22,502,000 円	25,614,000 円
指標	目標値 (単位)	5 件	5 件
	実績値 (単位)	18 件	25 件
	達成率	360.0 %	500.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	・実績値は高い水準で推移しており、行政目的を達成するための手段として妥当性がある。 ・目標を達成しており、市内各所にて空き店舗の解消の実績があることから、一定の効果が得られていると考えられる。
	有効性	◎		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして、店舗の増加により市内経済の活性化が認められることから、当面の間現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市地域経済循環創造事業補助金		
事務事業名称	商業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興課 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-		
根拠法令等名称	佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	令和 元 年度 (経過年数 5 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度	
目的	国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知)に基づく先進的かつ持続可能な事業に取り組む民間事業者に対し、補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	事業を行うにあたり必要な施設整備費、機械装置費、備品費を補助対象経費とし、補助対象経費から金融機関等の融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を差し引いた額を補助する。補助(交付)率:国1/2、市1/2				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)		法人格を有し、先進的かつ持続可能な事業を立ち上げる予定の民間事業者			
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	民間事業者から活用したい意向があった場合(補助対象事業があつた場合)に、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	0 件	0 件	
決算額(予算額)	0 円	0 円	円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	-	-
	実績値 (単位)	0 件	0 件
	達成率	- %	- %
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		申請なし	申請なし 民間事業者から活用したい意向があり、国の採択があった場合に補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	民間事業者の起業・創業を支援することと、さらに地域の金融機関や支援機関等と連携し、利益と雇用を生み出しながら地域の資源を活用し地域課題を解決していく仕組みづくりは重要であり、行政目的達成の手段として妥当性がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、国の動向に合わせ継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤国県等連携補助金であるため、終期は定めず、国要綱の変更や本補助金の利用希望があった場合に都度内容を検討する

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市これからのまちコーディネーター事業補助金		
事務事業名称	商工業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興課 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)	
根拠法令等名称	佐久市これからのまちコーディネーター事業補助金交付要領		法令種別	要綱
始期	令和 3 年度 (経過年数 3 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度
目的	大型店の台頭・EC販売の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた各商店街が抱える諸課題について解決するためのコーディネーターの配置を行う商工団体に対し、補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	コーディネーター設置等に要する人件費、旅費、交通費を補助対象経費とする。補助率:定額(予算の範囲内)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)	佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会			
指標設定	設定の考え方	-		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	完了報告により事業目的に寄与するための事業が行われているか活動内容を確認する。		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		5,000,000 円	5,000,000 円	2,500,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	5,000,000 円	5,000,000 円	2,500,000 円
指標	目標値 (単位)	1 件	1 件	1 件
	実績値 (単位)	1 件	1 件	
	達成率	100.0 %	100.0 %	
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		コーディネーターにより、各商店街が抱える諸課題について共有された。	コーディネーターにより、各商店街が抱える諸課題について共有された。	コーディネーターにより、各商店街が抱える諸課題を共有し、解決につなげていく。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・本市においては都市構造上中心部がなく、これまで昭和の旧町村を軸に発展してきた各商店街が個々に行ってきの施策の課題共有をするためのコーディネーターが必要である。 ・経済情勢が不透明ななか、今後の商店街のあり方を含めた各商店街が抱える課題解決につなげるためのコーディネーターの設置は有効である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	×
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤今後終期を具体的に定めると共に、自主財源の確保や効果的な事業が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

⑧本事業はこれまで行われなかつた市全体の商店街の課題を一元的に共有・解決へとつなげるコーディネーターの設置であり、重点的に実施したい事業であること、また、補助額を定額(予算の範囲内)とすることで、総事業費に対する補助割合を全額補助とならないよう調整し、実質的には2分の1に近い補助率となっている。開始してから間もないこともあり、当面の間、現行どおり継続するが、より効果的な事業が行われるよう隨時補助率を見直していく。

令和3年度実績：総事業費8,500,000円、補助金額5,000,000円、割合58.8%

令和4年度実績：総事業費8,500,000円、補助金額5,000,000円、割合58.8%

令和5年度実績：総事業費9,471,675円、補助金額5,000,000円、割合52.8%

⑪本補助金は、コーディネート業務に対する補助金であるが、その業務は人材に拠るものであることから、人件費及び事務費が含まれている。